

けん引式農作業機をけん引するトラクターの公道走行が可能になりました。

令和2年度から、乗用型トラクターがコンバイントレーラーなどの車輪のついた作業機をけん引して公道が走れるよう、制度が整備されました。次のようなことに注意してください。
なお、けん引式とは4輪のものだけでなく2輪のものも含まれます。

免許について

大型特殊免許およびけん引免許を持っていない方へ

- けん引するトラクターが次の範囲を1つでも超えた場合は、大型特殊免許が必要になります。
 - 長さ:4.7m ● 高さ:2.0m(ただし安全キャブ・フレーム部分は2.8m) ● 幅:1.7m
- また、大型特殊免許が必要なトラクターで、**車両総重量が750kgを超えるけん引式農作業機**をけん引する場合、けん引免許が必要となります。
(トラクターが小型特殊免許で運転できるものであれば必要ありません。)
- 上記の条件を超えている場合は、**大型特殊免許およびけん引免許を取らなければなりません**。無免許運転とならないよう、お持ちの免許証を確認してください。

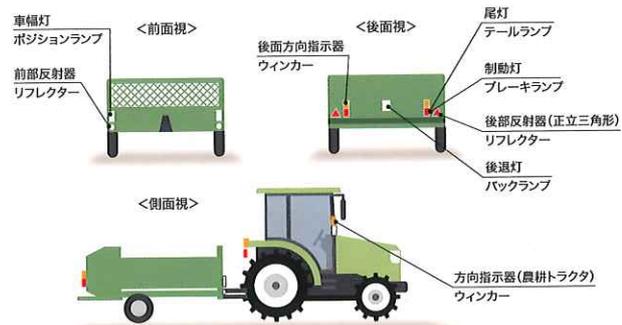


けん引式作業機の取付および表示などについて けん引式作業機の大きさにより対応が異なります

1 共通事項

1 けん引式作業機は、トラクターとは別の独立した自動車として扱われます。そのため、連結時に**トラクターのランプ類が見えていても、けん引式作業機に必要なランプ類を取り付ける必要があります**。ただしトラクターが小型特殊免許タイプの場合はリフレクターのみの取り付けで大丈夫です。

灯火器及び反射器



2

トラクターとけん引式作業機を、チェーン等の**丈夫な装置**でつなぐ必要があります。



セーフティチェーン
(ねじ止め等につなぐ)

② 小型特殊免許対応のトラクターに、幅が1.7mを超えるけん引式作業機を付けた場合

トラクターの左側にもサイドミラーを取り付ける必要があります。



③ 幅が2.5mを超えるけん引式作業機を付けた場合、もしくはけん引式作業機連結時にトラクターこみで全長12mを超える場合

1

行政機関（道路の種類によって異なるので、まずは市町村に相談）による**道路通行の許可**を受ける必要があります。許可を受けた道路以外は走れません。



2

①**赤白のゼブラマーク**を作業機の両外側に、②**赤枠三角の表示と全幅〇.〇〇mとの表示**を後部に、それぞれ**取り付け**する必要があります。

①～③ 全てに関して

原則的に**最高速度が15km/hに制限され、その制限速度などをけん引式作業機後部のわかりやすい位置**に表示する必要があります。

 運行速度15km/h以下

以上のほか、さらに細かい決まりもあります。さまざまなケースがあるので、まずは地元のJAにご相談下さい。

全国農業協同組合連合会

監修 一般社団法人日本農業機械化協会